

# 平成 28 年 10 月

## 遊佐町農業委員会第 7 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 10 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～17 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 3 議第 21 号「遊佐農業振興地域整備計画の変更について」の  
農用地区域より除外しようとする土地の訂正について
- 議第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 28 号 非農地証明願いについて
- 議第 29 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議第 31 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- 議第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 33 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
- 議第 35 号 農用地利用配分計画案について

#### 4. 出席委員 (16 名中 12 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男			11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修			15	佐藤 充		

#### 5. 欠席委員 (4 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	石垣 敏勝	10	荒生あや子	14	菅原 寛志	16	高橋 正樹

#### 6. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)
8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 10 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、事務局より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>6 番石垣敏勝委員、10 番荒生あや子委員、14 番菅原寛志委員、16 番高橋正樹委員届出欠席以上、欠席委員 4 名、出席委員 12 名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定」により、本総会は成立しております。</p> <p>以上です。</p>
事務局長	<p>有難うございました。</p> <p>ただいまの出欠状況の報告にもありましたとおり、会長が欠席でありますので、「農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項」の規定により、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理することになっておりますので、佐藤会長代理より会長の職務につきましてお願いいたします。</p> <p>それでは佐藤会長代理よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>稲刈りも終わり、多少はゆっくりしたと思います。今年は、心配していた台風 10 号、そして 18 号と大した影響もなく、例年よりも半俵～1 俵くらいは多く収穫したように思います。</p> <p>しかし、TV 等などでは直接的には話題になっていませんが、今日本の中で SBS（販売同時入札）の問題が上っています。知っている人もいると思いますが、米輸入業者が米卸業者に対して、調整金を渡している事が発覚しています。つまり、国が決めてある基準価格よりも 2 割以上安く販売しているのが現状です。中味は、外食中食が主に占めているわけですが、私たちの主食にも影響が出ました。現に 14 年 15 年産米がそうでした。水産省は量が少ないからと言って、国内には影響はないと議論を打ち切りました。</p> <p>これからの農業を続ける 1 人として又、若者たちにも、先の見える農業であってほしいのもです。</p> <p>本日は、10 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条」及び「農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項」の規定により、佐藤会長代理より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 7 番川俣義昭委員、8 番渡会健委員にお願いします。</p>

	<p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 3 について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について、合計 57 件、全て農地中間管理機構への貸付のための解約です。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 3 計 5 筆、4,548 m<sup>2</sup>  番号 4 計 4 筆、35,834 m<sup>2</sup>  番号 5 計 16 筆、39,095 m<sup>2</sup>  番号 6 計 1 筆、4,120 m<sup>2</sup>  番号 7 計 9 筆、29,348 m<sup>2</sup>  番号 8 計 16 筆、42,513 m<sup>2</sup>  番号 9 計 1 筆、3,700 m<sup>2</sup>  番号 10 計 7 筆、25,444 m<sup>2</sup>  番号 11 計 3 筆、36,793 m<sup>2</sup>  番号 12 計 4 筆、26,083 m<sup>2</sup>  番号 13 計 6 筆、36,000 m<sup>2</sup>  番号 14 計 7 筆、3,081 m<sup>2</sup>  番号 15 計 6 筆、17,624 m<sup>2</sup>  番号 16 計 10 筆、26,688 m<sup>2</sup>  番号 17 計 1 筆、7,005 m<sup>2</sup>  番号 18 計 14 筆、22,919 m<sup>2</sup>  番号 19 計 13 筆、33,028 m<sup>2</sup>  番号 20 計 8 筆、17,831 m<sup>2</sup>  番号 21 計 10 筆、29,950 m<sup>2</sup>  番号 22 計 10 筆、22,223 m<sup>2</sup>  番号 23 計 12 筆、24,368.10 m<sup>2</sup>  番号 24 計 17 筆、15,639 m<sup>2</sup>  番号 25 計 30 筆、43,196 m<sup>2</sup>  番号 26 計 2 筆、2,783 m<sup>2</sup>  番号 27 計 8 筆、20,052 m<sup>2</sup>  番号 28 計 8 筆、22,584 m<sup>2</sup>  番号 29 計 13 筆、28,772 m<sup>2</sup>  番号 30 計 8 筆、19,368 m<sup>2</sup>  番号 31 計 32 筆、62,769 m<sup>2</sup>  番号 32 計 12 筆、44,371 m<sup>2</sup>  番号 33 計 10 筆、28,484 m<sup>2</sup>  番号 34 計 6 筆、8,892 m<sup>2</sup></p>

- 番号 35 計 4 筆、18,662 m<sup>2</sup>
- 番号 36 計 9 筆、37,807 m<sup>2</sup>
- 番号 37 計 2 筆、2,850 m<sup>2</sup>
- 番号 38 計 7 筆、15,881 m<sup>2</sup>
- 番号 39 計 22 筆、49,316 m<sup>2</sup>
- 番号 40 計 5 筆、24,236 m<sup>2</sup>
- 番号 41 計 8 筆、11,523.52 m<sup>2</sup>
- 番号 42 計 7 筆、16,694 m<sup>2</sup>
- 番号 43 計 8 筆、9,505 m<sup>2</sup>
- 番号 44 計 6 筆、14,304 m<sup>2</sup>
- 番号 45 計 13 筆、17,968.52 m<sup>2</sup>
- 番号 46 計 8 筆、24,616 m<sup>2</sup>
- 番号 47 計 6 筆、12,392 m<sup>2</sup>
- 番号 48 計 23 筆、25,244 m<sup>2</sup>
- 番号 49 計 8 筆、19,803 m<sup>2</sup>
- 番号 50 計 2 筆、4,445 m<sup>2</sup>
- 番号 51 計 15 筆、36,508 m<sup>2</sup>
- 番号 52 計 15 筆、35,704 m<sup>2</sup>
- 番号 53 計 4 筆、4,882 m<sup>2</sup>
- 番号 54 計 19 筆、30,686.69 m<sup>2</sup>
- 番号 55 計 4 筆、16,183 m<sup>2</sup>
- 番号 56 計 4 筆、10,096 m<sup>2</sup>
- 番号 57 計 8 筆、20,977 m<sup>2</sup>
- 番号 58 計 18 筆、27,137 m<sup>2</sup>
- 番号 59 計 14 筆、27,632 m<sup>2</sup>

報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 6 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

個別にご説明致します。

- 番号 28 計 11 筆、16,023 m<sup>2</sup>
- 番号 29 計 7 筆、12,543 m<sup>2</sup>
- 番号 30 計 1 筆、2,292 m<sup>2</sup>
- 番号 31 計 6 筆、14,559 m<sup>2</sup>
- 番号 32 計 9 筆、4,502 m<sup>2</sup>
- 番号 33 計 16 筆、7,025 m<sup>2</sup>

以上 6 件、全て相続による所有権の取得で、番号 33 についてはあつ旋の申し出がありました。それ以外についてはあつ旋の申し出はありませんでした。

報告事項 3. 議第 21 号「遊佐農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域より除外しようとする土地の訂正について議案書 20 頁をご覧ください。

	<p>さい。8月総会で議第21号において、遊佐農業振興地域整備計画の変更についてご審議いただき議決いただきました件でございますが、農用地区域より除外しようとする土地にいて一部誤りがありましたので、訂正して町長に報告いたします。</p> <p>合計で34筆から33筆に、51,992㎡を51,979㎡に訂正いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第27号農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>今回の解約について解約後は全て農地中間管理機構を通し、個人の受け手と法人へ貸付されるものです。</p> <p>番号16から20まで、借人はすべて同一人です。これまで基盤強化法による農業委員会とおしの契約をしておりましたが、この度全ての契約を中間管理機構を通したものに変更するために解約します。</p> <p>番号16 計2筆、1,672㎡</p> <p>番号17 計4筆、6,627㎡</p> <p>番号18 計2筆、172㎡</p> <p>番号19 計4筆、5,047㎡</p> <p>番号20 計6筆、5,386.57㎡</p> <p>番号21から28まで、借人はすべて同一人です。これまで基盤強化法による農業委員会とおしの契約をしておりましたが、この度全ての契約を中間管理機構を通したものに変更するために解約します。</p> <p>番号21 計3筆、7,696㎡</p> <p>番号22 計8筆、19,563㎡</p> <p>番号23 計3筆、3,803㎡</p> <p>番号24 計4筆、3,347㎡</p> <p>番号25 計1筆、1,034㎡</p> <p>番号26 計1筆、2,088㎡</p>

番号 27 計 1 筆、2,499 m<sup>2</sup>

番号 28 計 2 筆、2,551 m<sup>2</sup>

番号 29 計 4 筆、10,419 m<sup>2</sup>

解約後は農地中間管理事業を利用して借受者が耕作します。認定農業者です。

番号 30 計 5 筆、4,892 m<sup>2</sup>

解約後は農地中間管理事業を利用して借受者が耕作します。認定農業者です。

番号 31 計 1 筆、225 m<sup>2</sup>

解約後は農地中間管理事業を利用して借受者が耕作します。認定農業者です。

番号 32 計 1 筆、5,734 m<sup>2</sup>

解約後は農地中間管理事業を利用して、農事組合法人アグリ南西部が借り受け耕作します。

番号 33 計 8 筆、6,178 m<sup>2</sup>

解約後は農地中間管理事業を利用して、農事組合法人アグリ南西部が借り受け耕作します。

番号 34 から 55 まで、解約後は全て農地中間管理事業を利用して、11 月に設立される遊佐地区法人が借り受けします。

番号 34 から 55 まで 21 件、計 68 筆、150,847 m<sup>2</sup>です。

番号 34 計 4 筆、12,902 m<sup>2</sup>

番号 35 計 1 筆、555 m<sup>2</sup>

番号 36 計 5 筆、33,923 m<sup>2</sup>

番号 37 計 2 筆、2,942 m<sup>2</sup>

番号 38 計 2 筆、8,499 m<sup>2</sup>

番号 39 計 2 筆、6,210 m<sup>2</sup>

番号 40 計 2 筆、6,899 m<sup>2</sup>

番号 41 計 2 筆、12,471 m<sup>2</sup>

番号 42 計 12 筆、11,340 m<sup>2</sup>

番号 43 計 2 筆、5,603 m<sup>2</sup>

番号 44 計 1 筆、2,067 m<sup>2</sup>

番号 45 計 1 筆、290 m<sup>2</sup>

番号 46 計 2 筆、6,200 m<sup>2</sup>

番号 47 計 13 筆、19,914 m<sup>2</sup>

番号 48 計 5 筆、5,216 m<sup>2</sup>

番号 49 計 2 筆、677 m<sup>2</sup>

番号 50 計 1 筆、1,094 m<sup>2</sup>

番号 51 計 3 筆、1,004 m<sup>2</sup>

番号 52 計 2 筆、2,215 m<sup>2</sup>

番号 53 計 1 筆、686 m<sup>2</sup>

番号 54 計 1 筆、5,855 m<sup>2</sup>

番号 55 計 2 筆、4,285 m<sup>2</sup>

番号 56 から 92 まで、解約後は全て農地中間管理事業を利用して、11 月に設立される北部地区法人が借り受けします。

番号 56 から 92 まで 36 件、計 123 筆、161,312.54 m<sup>2</sup>です。

番号 56 計 2 筆、3,625 m<sup>2</sup>

番号 57 計 1 筆、742 m<sup>2</sup>

番号 58 計 1 筆、1,743 m<sup>2</sup>

番号 59 計 1 筆、1,545 m<sup>2</sup>

番号 60 計 1 筆、2,281 m<sup>2</sup>

番号 61 計 3 筆、2,796 m<sup>2</sup>

番号 62 計 1 筆、1,997 m<sup>2</sup>

番号 63 計 1 筆、986 m<sup>2</sup>

番号 64 計 8 筆、6,594 m<sup>2</sup>

番号 65 計 7 筆、6,370.19 m<sup>2</sup>

番号 66 計 1 筆、3,616 m<sup>2</sup>

番号 67 計 1 筆、1,988 m<sup>2</sup>

番号 68 計 1 筆、1,972 m<sup>2</sup>

番号 69 計 1 筆、1,516 m<sup>2</sup>

番号 70 計 3 筆、2,600 m<sup>2</sup>

番号 71 計 3 筆、5,036 m<sup>2</sup>

番号 72 計 2 筆、1,715 m<sup>2</sup>

番号 73 計 3 筆、3,339 m<sup>2</sup>

番号 74 計 10 筆、7,416.49 m<sup>2</sup>

番号 75 計 5 筆、6,648.86 m<sup>2</sup>

番号 76 計 6 筆、4,753 m<sup>2</sup>

番号 77 計 1 筆、1,593 m<sup>2</sup>

番号 78 計 2 筆、3,808 m<sup>2</sup>

番号 79 計 5 筆、5,962 m<sup>2</sup>

番号 80 計 2 筆、52 m<sup>2</sup>

番号 81 計 5 筆、16,254 m<sup>2</sup>

番号 82 計 16 筆、15,474 m<sup>2</sup>

番号 83 計 3 筆、9,033 m<sup>2</sup>

番号 84 計 1 筆、2,761 m<sup>2</sup>

番号 85 計 1 筆、3,847 m<sup>2</sup>

番号 86 計 1 筆、2,641 m<sup>2</sup>

番号 87 計 1 筆、3,010 m<sup>2</sup>

番号 88 計 3 筆、5,192 m<sup>2</sup>

番号 89 計 3 筆、5,035 m<sup>2</sup>

番号 90 計 1 筆、1,860 m<sup>2</sup>

	<p>番号 91 計 14 筆、14,780 m<sup>2</sup></p> <p>番号 92 計 2 筆、731 m<sup>2</sup></p> <p>番号 93-1.2 から 105-1.2 までは農地利用円滑化団体である農協を仲介した契約を解約するものです。</p> <p>番号 93-1.2 計 1 筆、1,653 m<sup>2</sup></p> <p>解約後は農地中間管理事業を利用して、農事組合法人アグリ南西部が借り受け耕作します。</p> <p>番号 94-1.2 から番号 103-1.2 まで解約後は全て農地中間管理事業を利用して、11 月に設立される遊佐地区法人が借り受けします。</p> <p>番号 94-1.2 から 103-1.2 まで 9 件、30 筆、計 95,584 m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号 94-1.2 計 1 筆、2,278 m<sup>2</sup></p> <p>番号 95-1.2 計 2 筆、8,748 m<sup>2</sup></p> <p>番号 96-1.2 計 4 筆、9,525 m<sup>2</sup></p> <p>番号 97-1.2 計 4 筆、11,610 m<sup>2</sup></p> <p>番号 98-1.2 計 4 筆、22,669 m<sup>2</sup></p> <p>番号 99-1.2 計 2 筆、8,211 m<sup>2</sup></p> <p>番号 100-1.2 計 1 筆、5,272 m<sup>2</sup></p> <p>番号 101-1.2 計 5 筆、20,581 m<sup>2</sup></p> <p>番号 102-1.2 計 1 筆、12,698 m<sup>2</sup></p> <p>番号 103-1.2 計 6 筆、5,007 m<sup>2</sup></p> <p>番号 104-1.2 から番号 105-1.2 まで、解約後は全て農地中間管理事業を利用して、11 月に設立される北部地区法人が借り受けします。</p> <p>番号 104-1.2 から 105-1.2 まで 2 件、計 4 筆、9,464 m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号 104-1.2 計 1 筆、2,999 m<sup>2</sup></p> <p>番号 105-1.2 計 3 筆、6,465 m<sup>2</sup></p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、池田俊明委員にかかる案件がありますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(4 番池田俊明委員一時退席)</p> <p>番号 39 について何か質問、意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは番号 3 について採決いたします。</p> <p>番号 39 について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(4 番池田俊明委員着席)</p> <p>ただ今の番号 39 以外で事務局からの議案説明について質疑を行ないません。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 27 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。</p>



	次に議第 28 号非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 46 頁をご覧ください。 番号 6、計 1 筆、226 m<sup>2</sup></p> <p>昭和 49 年に住宅を建築して 40 年以上経過しており、農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。固定資産税も宅地で課税されております。</p> <p>農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域内、農振農用地区域外、土地改良事業の受益地外となっております。</p> <p>審査基準書の 11 頁に位置図と字限図、12 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、荒生あや子部会員、伊原ひとみ委員の 4 名で現地調査をおこなっておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川俣義昭委員	今、事務局からも説明があったように 19 日に現地を見て来ました。審査基準書に現地調査の写真がありますように、築 40 年以上ということで、農地に復元することは不可能だと思います。
議長	それでは、2 番佐藤重一委員より報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	私も同日見て来ましたが、築 40 年以上経過していることから農地への復元は不可能だと思います。空家バンクに登録するという話も聞きましたので、有効活用のためにも良いことだと思います。以上です。
議長	それでは 3 番伊原ひとみ委員より報告願います。 (3 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
3 番伊原ひとみ委員	私も二人と同じ意見です。
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 28 号 非農地証明願いについて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、議第 28 号について原案のとおり非農地として証明する事に決定いたします。</p> <p>議第 29 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。議案書は 48 頁をご覧ください。</p> <p>審査基準書は 13 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 4 計 1 筆、186 m<sup>2</sup></p> <p>こちらは、双方の希望によるもので、譲受人の田に隣接する田を贈与で所有権移転するものです。譲受人、譲渡人双方の先代の頃に所有権移転の話がまとまっていたもので、この度贈与で所有権移転するものです。</p> <p>なお、吹浦地区担当の鈴木委員に現地調査を行っていただきましたので報告をお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、11 番鈴木寿一委員より報告願います。</p> <p>(12 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番鈴木寿一委員	<p>17 日に現地調査を行って来ました。本人ともお話することができたのですが、事務局の説明がありましたが、昔から贈与の話があり、これを機会に名義を変えたいということでした。田んぼと減反と別れており現在も耕作していますので、農地として何ら差支えないと見て来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 29 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 29 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書の 14 頁に位置図、字限図、15 頁に現況写真、16 頁に意見書(案)、17 頁に立地基準、18 頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>この件につきましては、議第 33 号と一体の事業となっておりますが、土地が自己のものか、第三者のものかによりまして、4 条と 5 条に分かれております。</p> <p>申請地は現在実施している山砂採取事業を引き続き実施するため、山砂採取、搬出路、資材置場として一時転用するため申請するものです。区域は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外で、期間は許可の日から 1 年間となっております。</p> <p>審査基準書の 17 頁の立地基準では、農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で 3 年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなっております。</p> <p>1 年間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考えます。</p> <p>次に 18 頁の一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>補足説明資料の 2 頁に掲載しておりますが、農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、先日、川俣土地専門部会長、佐藤副部会長、荒生部会委員、今井彰委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p>
議長	それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川俣義昭委員	19 日に現地調査に行ってきた。審査基準書 15 頁に現地調査の写真があります。山砂採取をやっている中の延長申請ということで許可妥当と見て来ました。その後の話の中に一時転用ということで期限が過ぎれば優良農地になるということで許可をだすわけなので、最終的にはこの事業が終わり優良農地になると確認するまで農業委員会で見届ける必要があるのではないかと考えています。
議長	それでは、2 番佐藤副部会長より報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	私も川俣部会長と同じで、許可相当と思います。やはり事業が終わり農地へ変わるまで農業委員会としては見届けるべきではないかと思えます。
議長	それでは、1 番今井彰委員より報告願います。

	(1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)
1 番今井 彰委員	許可自体は問題無いと思います。
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました が、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり 可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 30 号について、原案のとおり許可相当の意見書 を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 31 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、 事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書の 19 頁に位置図、字限図、20 頁に現地写真、21 頁に事業計 画変更に関する意見書(案)、22 頁に立地基準、23 頁に一般基準を掲載して おります。</p> <p>申請地は、昭和 52 年 11 月の総会で決定され、12 月に県知事から許可さ れておりますが、事業に着手することができず、そのままの状態となってお りましたが、このたび第三者が分家住宅を建築するという事で事業計画変 更許可申請を行ったものです。審査基準書の意見書(案)のとおり、やむを得 ない事由によるものであることから、変更相当と思われます。</p> <p>また、申請地は谷地上集落の住宅が連たんした区域内にある小規模で生産 性の低い農地のため、その他の農地、第 2 種農地と判断されます。住宅用地 で集落に接続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当 たらな事、土地改良施設や周辺農地への影響もないこと、資金の調達に ついては進められていることから、変更後の計画につきましても妥当なもの と判断されます。</p> <p>なお、昭和 52 年に許可をいただいた転用事由は物置小屋であり、新たな 計画が住宅用地で変更になっていることから、議第 32 号、番号 5 で農地法 第 5 条の規定による所有権移転許可申請について提案させていただきます。</p> <p>なお、先日、川俣土地専門部会長、佐藤副部会長、荒生部会員、佐藤充部 会員の 4 名で、現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>基準書の写真を見て頂くと宅地と農地にわかれておりますが、現地に行きますと申請地の方が物置小屋を建てる予定をしていたためか地盤がしっかりしているように感じました。農地に復元することは不可能なため事業計画の変更は妥当だと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、2番佐藤副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>私も部会長と同じで妥当だと思います。</p>
議長	<p>それでは、私から報告いたします。この場所が以前より平地になっていました。そこに住宅を建てるという事で人口も増え良いことではないかと思っています。事業計画変更は妥当ではないかと思っています。</p> <p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました が、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第31号 農地法第5条の規定による事業計画変更許可申請について、 原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第31号について、原案のとおり許可相当の意見書 を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第32号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につい て、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の54頁をご覧ください。</p> <p>番号4 計1筆、261㎡</p> <p>申請地は広野集落の中央部に位置し、農業用格納庫整備のため申請したも のです。都市計画区域外、土地改良受益地外であり、農振農用地から農業用 施設用地に用途区分を変更し、10ha以上の集団農地に接していることから 第1種農地と判断されます。農機具の巡回スペースの配置などからも計画面 積は適当なものと考えます。申請地の隣接地には耕作農地がなく周辺農地へ 与える影響もないこと、農業用施設に供するものであること、農業振興地域 整備計画の用途区分の変更もなされていることから許可相当と判断されま す。詳しくは、審査基準書の24頁に位置図と字限図、25頁に現地調査写真、 26頁に意見書(案)、27頁に立地基準、28頁に一般基準、補足説明資料の 9頁に用途区分の変更の決定公告を掲載しております。</p>

	<p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、荒生あや子部会員、池田俊明委員の4名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>番号5 計1筆、158㎡</p> <p>この案件につきましては、先ほど、議第31号で審議いただいた内容でございますので、詳細については割愛させていただきますが、意見書(案)を審査基準書の29頁に掲載しております。</p> <p>申請地は谷地上集落の南部に位置し、都市計画区域の白地の区域内で農振農用地区域外、土地改良事業受益地外です。第2種農地で、集落に接続していること、周辺に目的を達成する土地が見当たらないこと、周辺農地への影響もないことから許可相当と考えられます。</p> <p>現地調査の報告につきましては、議第31号での報告で代えさせていただきます。</p> <p>番号6-1から6-4 計4筆 266㎡</p> <p>申請地は野沢下集落の北西側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、駐車場として利用するため申請したものです。</p> <p>農振農用地区域外、都市計画区域外、土地改良事業受益地外であり、野沢下集落の住宅が連たんした区域内にある小規模で生産性の低い農地であるため、その他の農地、第2種農地と判断されます。駐車場用地で集落に接続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施設や周辺農地への影響もないことから許可相当と考えられます。詳しくは、審査基準書の30頁に位置図と字限図、31頁に現地調査写真、33頁に立地基準、34頁に一般基準を掲載しております。意見書(案)については差替えをご覧ください。</p> <p>先日、川俣土地専門部会長、佐藤副部会長、荒生部会員、池田委員の4名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>番号4番と6番とあわせて現地調査の報告をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>19日見て来ました。4番6番許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは、2番佐藤副部会長より報告願います。</p> <p>(2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>4番ですが、大きい道路に面していることから格納庫として利用には大変便利でいいことだと思います。</p> <p>番号6ですが、駐車場にするという事で住宅が狭くスペースが無いということで許可相当と思います。</p>
議長	<p>それでは、4番池田俊明委員より報告願います。</p> <p>(4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>

4 番池田俊明委員	何ら問題無いと思います。
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました が、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原 案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 32 号について、原案のとおり許可相当の意見書 を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 33 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につい て、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書の 35 頁に位置図、字限図、36 頁に現況写真、37 頁に意見書 (案)、38 頁に立地基準、39 頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>この件につきましては、先ほど審議いただきました議第 30 号と一体の事 業となっております。</p> <p>申請地は現在実施している山砂採取事業を引き続き実施するため、山砂採 取、搬出路として一時転用するため申請するものです。区域は都市計画区域 外、農振農用地区域内、土地改良区域外で、期間は許可の日から 1 年間とな っています。審査基準書の 38 頁の立地基準では、農用地区域内に該当して いるため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で 3 年以内 の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなってい ます。1 年間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する 計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考 えます。</p> <p>次に 39 頁の一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当 性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。補足説明資料に 18 頁に掲載しておりますが、農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、 町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよ ろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、先日、川俣土地専門部会長、佐藤副部会長、荒生部会委員、今井彰 委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>

7 番川俣義昭委員	事務局からも説明がありましたが、延長申請であります、許可相当と思います。先ほど言いましたが、事業が完了しましたら最終的には優良農地になるまで見届ける必要があると思います。 以上です。
議長	それでは、2 番佐藤副部長より報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	私も川俣部長と同じでいいと思います。
議長	それでは、1 番今井 彰委員より報告願います。 (1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)
1 番今井 彰委員	私も何ら問題無いと思います。
議長	それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明致します。先ほどの議第 30 号と議第 33 号ですが、議第 30 号は 5,033m、議第 33 号は 2,930 m <sup>2</sup> ということで、30 号の方が 3,000 m <sup>2</sup> を超えております。今年の 4 月から制度が変わり 30 a を超えるものにつきましては、山形県農業会議の常設審議委員会に諮らなければなりません。面積だけを見れば 30 号の 5,033 m <sup>2</sup> が審議会に諮られるわけですが、30 号 33 号が一体の事業という事で二つとも常設審議委員会に諮られることになっております。その為、来月の常設審議委員会で審議して頂き、許可相当の回答を得ましたら庄内総合支庁に上がって行く流れになっております。 以上です。
議長	他に何かありませんか。 (質問、意見なし) それではここで質疑を終了し採決をいたします。 議第 33 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 33 号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。 次に、議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは、補足説明致します。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。



内訳は、(2) 利用権の設定が 348 件となっております。この 348 件は全て農地中間管理機構を通した新規の契約となっております。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

個別に説明いたします。お手元のマッチング案をご覧ください。

マッチング案の左側の色ですが、受け手ごとに区分されております。青が個人、緑が農事組合法人湧水の里遊佐、ピンクが農事組合法人ライスファーム北部、黄色が農事組合法人アグリ南西部、紫が農事組合法人結いの里蔵岡です。

今回のマッチングに係る合計については、2,204 筆、5,095,701.95 m<sup>2</sup>となっております。

次に受け手ごとにご説明申し上げます。

個人の認定農業者へのマッチング案について説明いたします。

出し手については 231 筆、476,056.17 m<sup>2</sup>の応募がありました。

個別に説明します。1 頁からご覧ください。

なお、番号については、先ほど説明いたしました色の列の右隣の番号で申し上げていきますのでよろしく願いいたします。

番号 1-1 から番号 1-8 計 8 筆、18,470 m<sup>2</sup>

番号 2-1 から番号 2-3 計 3 筆、7,696 m<sup>2</sup>

番号 3-1 から番号 3-8 計 8 筆、19,563 m<sup>2</sup>

番号 4-1 から番号 4-3 計 3 筆、3,803 m<sup>2</sup>

番号 5-1 から番号 5-4 計 4 筆、3,347 m<sup>2</sup>

番号 6-1 計 1 筆、1,034 m<sup>2</sup>

番号 7-1 計 1 筆、2,499 m<sup>2</sup>

番号 8-1 計 1 筆、2,088 m<sup>2</sup>

番号 9-1 から番号 9-2 計 2 筆、2,551 m<sup>2</sup>

番号 10-1 計 1 筆、1,260 m<sup>2</sup>

番号 11-1 から番号 11-5 計 5 筆、11,707 m<sup>2</sup>

番号 12-1 から番号 12-14 計 14 筆、14,331 m<sup>2</sup>

番号 13-1 から番号 13-36 計 36 筆、23,066.60 m<sup>2</sup>

番号 14-1 計 1 筆、5,549 m<sup>2</sup>

番号 15-1 から番号 15-15 計 15 筆、32,600 m<sup>2</sup>

番号 16-1 から番号 16-2 計 2 筆、2,508 m<sup>2</sup>

番号 17-1 から番号 17-4 計 4 筆、13,502 m<sup>2</sup>

番号 18-1 から番号 18-11 計 11 筆、22,578 m<sup>2</sup>

番号 19-1 から番号 19-6 計 6 筆、12,901 m<sup>2</sup>

番号 20-1 から番号 20-3 計 3 筆、15,593 m<sup>2</sup>

番号 21-1 から番号 21-2 計 2 筆、1,672 m<sup>2</sup>

番号 22-1 から番号 22-4 計 4 筆、6,627 m<sup>2</sup>

番号 23-1 から番号 23-4 計 4 筆、5,047 m<sup>2</sup>

番号 24-1 から番号 24-2 計 2 筆、172 m<sup>2</sup>  
番号 25-1 から番号 25-6 計 6 筆、5,386.57 m<sup>2</sup>  
番号 26-1 から番号 26-5 計 5 筆、9,566 m<sup>2</sup>  
番号 27-1 計 1 筆、12,698 m<sup>2</sup>  
番号 28-1 から番号 28-11 計 11 筆、41,194 m<sup>2</sup>  
番号 29-1 から番号 29-2 計 2 筆、23,991 m<sup>2</sup>  
番号 30-1 から番号 30-4 計 4 筆、35,384 m<sup>2</sup>  
番号 31-1 計 1 筆、2,322 m<sup>2</sup>  
番号 32-1 から番号 32-5 計 5 筆、4,548 m<sup>2</sup>  
番号 33-1 計 1 筆、4,120 m<sup>2</sup>  
番号 34-1 から番号 34-9 計 9 筆、11,327 m<sup>2</sup>  
番号 35-1 から番号 35-5 計 5 筆、4,892 m<sup>2</sup>  
番号 36-1 から番号 36-16 計 16 筆、39,095 m<sup>2</sup>  
番号 37-1 計 1 筆、225 m<sup>2</sup>  
番号 38-1 から番号 38-4 計 4 筆、1,707 m<sup>2</sup>  
番号 39-1 から番号 39-13 計 13 筆、32,669 m<sup>2</sup>

頁が少し飛びまして、15 頁をご覧ください。

番号 52-1 から番号 52-5 計 5 筆、13,424 m<sup>2</sup>

番号 52-6 計 1 筆、2,893 m<sup>2</sup>

次に受け手が法人の分を説明致します。

はじめに受け手が「農事組合法人 アグリ南西部」のマッチング案について説明します。

47 筆、89,599 m<sup>2</sup>の応募がありました。

内訳は、12 頁の番号 40-1 から 15 頁の番号 48-8 まで 98 頁の番号 293-11、99 頁の番号 295-6 となります。

個別にご説明致します。

番号 40-1 から 40-8 計 8 筆、20,369 m<sup>2</sup>

番号 41-1 から 41-4 計 4 筆、8,298 m<sup>2</sup>

番号 42-1 計 1 筆、2,417 m<sup>2</sup>

番号 43-1 から 43-6 計 6 筆、19,073 m<sup>2</sup>

番号 44-1 から 44-2 計 2 筆、2,461 m<sup>2</sup>

番号 45-1 から 45-14 計 14 筆、20,130 m<sup>2</sup>

番号 46-1 計 1 筆、2,983 m<sup>2</sup>

番号 47-1 計 1 筆、1,653 m<sup>2</sup>

番号 48-1 から 48-8 計 8 筆、6,178 m<sup>2</sup>

番号 293-11 計 1 筆、303 m<sup>2</sup>

番号 295-6 計 1 筆、5,734 m<sup>2</sup>

次に受け手が「農事組合法人 結いの里蕨岡」のマッチング案について説明します。

3 筆、3,117 m<sup>2</sup>の応募がありました。

内訳は、15 頁の番号 49-1 から番号 51-1 までとなっております。

番号 49-1 計 1 筆、2,429 m<sup>2</sup>

番号 50-1 計 1 筆、215 m<sup>2</sup>

番号 51-1 計 1 筆、473 m<sup>2</sup>

次に受け手が「農事組合法人 湧水の里遊佐」のマッチング案について説明します。1,047 筆、2,681,280.95 m<sup>2</sup>の応募がありました。

内訳は、15 頁の番号 53-1 から 22 頁の番号 66-16 まで、22 頁の番号 67-1 から 70 頁の番号 218-4 まで、108 頁の番号 320-3 と 4 となっております。

番号 53-1 から 53-2 計 2 筆、29,545 m<sup>2</sup>

番号 54-1 から 54-9 計 9 筆、29,384 m<sup>2</sup>

番号 55-1 から 55-6 計 6 筆、10,333 m<sup>2</sup>

番号 56-1 から 56-8 計 8 筆、8,680 m<sup>2</sup>

番号 57-1 から 57-7 計 7 筆、18,449 m<sup>2</sup>

番号 58-1 から 58-8 計 8 筆、25,615 m<sup>2</sup>

番号 59-1 から 59-19 計 19 筆、27,410 m<sup>2</sup>

番号 61-1 から 61-18 計 18 筆、27,146 m<sup>2</sup>

番号 62-1 から 62-3 計 3 筆、7,823 m<sup>2</sup>

番号 63-1 から 63-3 計 3 筆、11,623 m<sup>2</sup>

番号 64-1 から 64-10 計 10 筆、13,915 m<sup>2</sup>

番号 65-1 から 65-10 計 10 筆、15,914 m<sup>2</sup>

番号 66-1 から 66-16 計 16 筆、42,513 m<sup>2</sup>

番号 67-1 から 67-4 計 4 筆、12,902 m<sup>2</sup>

番号 68-1 計 1 筆、3,700 m<sup>2</sup>

番号 69-1 計 1 筆、2,278 m<sup>2</sup>

番号 70-1 から 70-5 計 5 筆、27,604 m<sup>2</sup>

番号 71-1 計 1 筆、8,880 m<sup>2</sup>

番号 72-1 計 1 筆、5,984 m<sup>2</sup>

番号 73-1 から 73-7 計 7 筆、25,444 m<sup>2</sup>

番号 74-1 計 1 筆、3,724 m<sup>2</sup>

番号 75-1 から 75-4 計 4 筆、15,465 m<sup>2</sup>

番号 76-1 から 76-3 計 3 筆、36,793 m<sup>2</sup>

番号 77-1 から 77-6 計 6 筆、51,379 m<sup>2</sup>

番号 78-1 計 1 筆、20,431 m<sup>2</sup>

番号 79-1 から 79-2 計 2 筆、8,748 m<sup>2</sup>

番号 80-1 から 80-4 計 4 筆、26,083 m<sup>2</sup>

番号 81-1 から 81-3 計 3 筆、31,588 m<sup>2</sup>

番号 82-1 計 1 筆、7,518 m<sup>2</sup>

番号 83-1 計 1 筆、1,778 m<sup>2</sup>

番号 84-1 から 84-5 計 5 筆、33,923 m<sup>2</sup>

番号 85-1 から 85-2 計 2 筆、2,942 m<sup>2</sup>

番号 86-1 から 86-6 計 6 筆、36,000 m<sup>2</sup>  
番号 87-1 から 87-3 計 3 筆、5,742 m<sup>2</sup>  
番号 88-1 から 88-4 計 4 筆、32,904 m<sup>2</sup>  
番号 89-1 から 89-8 計 8 筆、26,420 m<sup>2</sup>  
番号 90-1 から 90-2 計 2 筆、9,241 m<sup>2</sup>  
番号 91-1 から 91-2 計 2 筆、5,980 m<sup>2</sup>  
番号 92-1 から 92-5 計 5 筆、58,425 m<sup>2</sup>  
番号 93-1 から 93-4 計 4 筆、17,706 m<sup>2</sup>  
番号 94-1 から 94-3 計 3 筆、16,528 m<sup>2</sup>  
番号 95-1 から 95-4 計 4 筆、9,525 m<sup>2</sup>  
番号 96-1 から 96-9 計 9 筆、20,355 m<sup>2</sup>  
番号 97-1 から 97-7 計 7 筆、19,379 m<sup>2</sup>  
番号 98-1 から 98-2 計 2 筆、6,899 m<sup>2</sup>  
番号 99-1 計 1 筆、5,856 m<sup>2</sup>  
番号 100-1 から 100-4 計 4 筆、15,493 m<sup>2</sup>  
番号 101-1 計 1 筆、5,272 m<sup>2</sup>  
番号 102-1 から 102-3 計 3 筆、7,193 m<sup>2</sup>  
番号 103-1 から 103-4 計 4 筆、20,003 m<sup>2</sup>  
番号 104-1 から 104-3 計 3 筆、15,722 m<sup>2</sup>  
番号 105-1 から 105-9 計 9 筆、15,887 m<sup>2</sup>  
番号 106-1 から 106-4 計 4 筆、13,507 m<sup>2</sup>  
番号 107-1 から 107-7 計 7 筆、18,465 m<sup>2</sup>  
番号 108-1 から 108-2 計 2 筆、8,211 m<sup>2</sup>  
番号 109-1 から 109-6 計 6 筆、25,028 m<sup>2</sup>  
番号 110-1 から 110-2 計 2 筆、13,697 m<sup>2</sup>  
番号 111-1 から 111-2 計 2 筆、8,499 m<sup>2</sup>  
番号 112-1 から 112-19 計 19 筆、36,431 m<sup>2</sup>  
番号 113-1 から 113-5 計 5 筆、15,619 m<sup>2</sup>  
番号 114-1 から 114-18 計 18 筆、30,489 m<sup>2</sup>  
番号 115-1 から 115-12 計 12 筆、11,340 m<sup>2</sup>  
番号 116-1 から 116-3 計 3 筆、7,276 m<sup>2</sup>  
番号 117-1 から 117-2 計 2 筆、2,454 m<sup>2</sup>  
番号 118-1 から 118-7 計 7 筆、3,081 m<sup>2</sup>  
番号 119-1 から 119-7 計 7 筆、18,748 m<sup>2</sup>  
番号 120-1 から 120-6 計 6 筆、17,624 m<sup>2</sup>  
番号 122-1 から 122-11 計 11 筆、21,721 m<sup>2</sup>  
番号 123-1 から 123-13 計 13 筆、21,738 m<sup>2</sup>  
番号 124-1 計 1 筆、2,613 m<sup>2</sup>  
番号 125-1 から 125-10 計 10 筆、26,688 m<sup>2</sup>  
番号 126-1 計 1 筆、7,005 m<sup>2</sup>

番号 127-1 から 127-5 計 5 筆、5,216 m<sup>2</sup>  
番号 128-1 から 128-14 計 14 筆、22,919 m<sup>2</sup>  
番号 129-1 から 129-16 計 16 筆、33,411 m<sup>2</sup>  
番号 130-1 から 130-9 計 9 筆、28,905 m<sup>2</sup>  
番号 131-1 計 1 筆、4,968 m<sup>2</sup>  
番号 132-1 から 132-2 計 2 筆、3,343 m<sup>2</sup>  
番号 133-1 から 133-2 計 2 筆、5,796 m<sup>2</sup>  
番号 134-1 から 134-14 計 14 筆、22,459 m<sup>2</sup>  
番号 135-1 から 135-2 計 2 筆、6,200 m<sup>2</sup>  
番号 136-1 から 136-2 計 2 筆、5,245 m<sup>2</sup>  
番号 137-1 から 137-8 計 8 筆、6,602 m<sup>2</sup>  
番号 138-1 から 138-4 計 4 筆、8,352 m<sup>2</sup>  
番号 139-1 から 139-9 計 9 筆、24,360 m<sup>2</sup>  
番号 140-1 から 140-6 計 6 筆、11,090 m<sup>2</sup>  
番号 141-1 から 141-3 計 3 筆、11,164 m<sup>2</sup>  
番号 142-1 から 142-13 計 13 筆、33,028 m<sup>2</sup>  
番号 143-1 から 143-8 計 8 筆、17,831 m<sup>2</sup>  
番号 144-1 から 144-7 計 7 筆、26,033 m<sup>2</sup>  
番号 145-1 から 145-2 計 2 筆、5,603 m<sup>2</sup>  
番号 146-1 から 146-5 計 5 筆、14,910 m<sup>2</sup>  
番号 147-1 から 147-4 計 4 筆、7,591 m<sup>2</sup>  
番号 148-1 から 148-10 計 10 筆、29,950 m<sup>2</sup>  
番号 149-1 から 149-5 計 5 筆、13,223 m<sup>2</sup>  
番号 150-1 から 150-7 計 7 筆、24,989 m<sup>2</sup>  
番号 151-1 から 151-2 計 2 筆、7,118 m<sup>2</sup>  
番号 152-1 から 152-3 計 3 筆、10,173 m<sup>2</sup>  
番号 153-1 計 1 筆、2,641 m<sup>2</sup>  
番号 154-1 から 154-10 計 10 筆、22,223 m<sup>2</sup>  
番号 155-1 から 155-12 計 12 筆、24,368.1 m<sup>2</sup>  
番号 156-1 計 1 筆、555 m<sup>2</sup>  
番号 157-1 から 157-4 計 4 筆、2,601 m<sup>2</sup>  
番号 158-1 計 1 筆、1,029 m<sup>2</sup>  
番号 159-1 から 159-10 計 10 筆、29,804 m<sup>2</sup>  
番号 160-1 から 160-2 計 2 筆、7,115 m<sup>2</sup>  
番号 161-1 から 161-4 計 4 筆、11,868 m<sup>2</sup>  
番号 162-1 計 1 筆、2,399 m<sup>2</sup>  
番号 163-1 から 163-24 計 22 筆、17,761.44 m<sup>2</sup>  
番号 164-1 から 164-17 計 17 筆、15,639 m<sup>2</sup>  
番号 165-1 から 165-30 計 30 筆、43,196 m<sup>2</sup>  
番号 166-1 から 166-5 計 5 筆、2,729 m<sup>2</sup>

番号 167-1 から 167-2 計 2 筆、2,783 m<sup>2</sup>  
番号 168-1 計 1 筆、255 m<sup>2</sup>  
番号 169-1 から 169-8 計 8 筆、20,045 m<sup>2</sup>  
番号 170-1 から 170-22 計 22 筆、45,483 m<sup>2</sup>  
番号 171-1 から 171-8 計 8 筆、23,661 m<sup>2</sup>  
番号 172-1 から 172-5 計 5 筆、14,911 m<sup>2</sup>  
番号 173-1 計 1 筆、561 m<sup>2</sup>  
番号 174-1 計 1 筆、2,063 m<sup>2</sup>  
番号 175-1 から 175-9 計 9 筆、24,034 m<sup>2</sup>  
番号 176-1 から 176-8 計 8 筆、22,584 m<sup>2</sup>  
番号 177-1 から 177-9 計 9 筆、29,532 m<sup>2</sup>  
番号 178-1 から 178-21 計 21 筆、53,485 m<sup>2</sup>  
番号 179-1 から 179-4 計 4 筆、17,123 m<sup>2</sup>  
番号 180-1 から 180-11 計 11 筆、27,585 m<sup>2</sup>  
番号 181-1 から 181-10 計 10 筆、14,613.41 m<sup>2</sup>  
番号 182-1 から 182-3 計 3 筆、4,236 m<sup>2</sup>  
番号 183-1 計 1 筆、1,094 m<sup>2</sup>  
番号 184-1 から 184-9 計 9 筆、19,994 m<sup>2</sup>  
番号 185-1 から 185-6 計 6 筆、5,007 m<sup>2</sup>  
番号 186-1 から 186-8 計 8 筆、16,407 m<sup>2</sup>  
番号 187-1 から 187-13 計 13 筆、28,234 m<sup>2</sup>  
番号 188-1 から 188-5 計 5 筆、6,035 m<sup>2</sup>  
番号 189-1 計 1 筆、1,840 m<sup>2</sup>  
番号 190-1 から 190-19 計 19 筆、38,504 m<sup>2</sup>  
番号 191-1 計 1 筆、1,088 m<sup>2</sup>  
番号 192-1 から 192-8 計 8 筆、19,368 m<sup>2</sup>  
番号 193-1 から 193-32 計 32 筆、62,769 m<sup>2</sup>  
番号 194-1 計 1 筆、3,773 m<sup>2</sup>  
番号 195-1 から 195-3 計 3 筆、2,744 m<sup>2</sup>  
番号 196-1 から 196-2 計 2 筆、6,210 m<sup>2</sup>  
番号 197-1 計 1 筆、2,047 m<sup>2</sup>  
番号 198-1 から 198-3 計 3 筆、5,963 m<sup>2</sup>  
番号 199-1 計 1 筆、686 m<sup>2</sup>  
番号 200-1 から 200-3 計 3 筆、1,004 m<sup>2</sup>  
番号 201-1 から 201-12 計 12 筆、44,371 m<sup>2</sup>  
番号 202-1 から 202-22 計 22 筆、41,296 m<sup>2</sup>  
番号 203-1 から 203-8 計 8 筆、14,967 m<sup>2</sup>  
番号 204-1 から 204-9 計 9 筆、22,524 m<sup>2</sup>  
番号 205-1 から 205-9 計 9 筆、18,759 m<sup>2</sup>  
番号 206-1 から 206-3 計 3 筆、9,503 m<sup>2</sup>

番号 207-1 から 207-7 計 7 筆、14,889 m<sup>2</sup>  
番号 208-1 から 208-10 計 10 筆、36,375 m<sup>2</sup>  
番号 209-1 計 1 筆、5,855 m<sup>2</sup>  
番号 210-1 から 210-2 計 2 筆、1,023 m<sup>2</sup>  
番号 211-1 から 211-12 計 12 筆、28,812 m<sup>2</sup>  
番号 212-1 から 212-13 計 13 筆、19,914 m<sup>2</sup>  
番号 213-1 から 213-2 計 2 筆、2,215 m<sup>2</sup>  
番号 214-1 計 1 筆、3,032 m<sup>2</sup>  
番号 215-1 から 215-6 計 6 筆、8,892 m<sup>2</sup>  
番号 216-1 から 216-5 計 5 筆、13,022 m<sup>2</sup>  
番号 217-1 から 217-2 計 2 筆、12,471 m<sup>2</sup>  
番号 218-1 から 218-4 計 4 筆、22,669 m<sup>2</sup>  
番号 320-3 から 320-4 計 2 筆、4,285 m<sup>2</sup>

次に受け手が「農事組合法人 ライスファーム北部」のマッチング案について説明します。

876 筆、1,845,648.83 m<sup>2</sup>の応募がありました。

内訳は、22 頁の番号 66-17、18、70 頁の番号 219-1 から 98 頁の番号 293-10 まで、番号 293-12 から 99 頁の番号 295-5 まで、番号 296-1 から 108 頁の番号 320-2 まで、番号 321-1 から最後の頁、117 頁の番号 351-3 までとなっております。

番号 66-17 から 66-18 計 2 筆、3,808 m<sup>2</sup>  
番号 219-1 から 219-2 計 2 筆、16,341 m<sup>2</sup>  
番号 220-1 から 220-4 計 4 筆、18,662 m<sup>2</sup>  
番号 221-1 計 1 筆、1,567 m<sup>2</sup>  
番号 222-1 から 222-9 計 9 筆、37,807 m<sup>2</sup>  
番号 223-1 から 223-3 計 3 筆、22,909 m<sup>2</sup>  
番号 224-1 から 224-8 計 8 筆、32,554 m<sup>2</sup>  
番号 225-1 から 225-11 計 11 筆、40,800 m<sup>2</sup>  
番号 226-1 から 226-3 計 3 筆、5,550 m<sup>2</sup>  
番号 227-1 から 227-7 計 7 筆、35,731 m<sup>2</sup>  
番号 228-1 から 228-3 計 3 筆、17,322 m<sup>2</sup>  
番号 229-1 から 229-2 計 2 筆、2,850 m<sup>2</sup>  
番号 230-1 から 230-10 計 10 筆、31,697 m<sup>2</sup>  
番号 231-1 から 231-7 計 7 筆、15,881 m<sup>2</sup>  
番号 232-1 から 232-3 計 3 筆、8597 m<sup>2</sup>  
番号 233-1 から 233-25 計 25 筆、49,475.66 m<sup>2</sup>  
番号 234-1 から 234-11 計 11 筆、33,587 m<sup>2</sup>  
番号 235-1 から 235-10 計 10 筆、42,321 m<sup>2</sup>  
番号 236-1 から 236-2 計 2 筆、5,897 m<sup>2</sup>  
番号 237-1 から 237-5 計 5 筆、24,236 m<sup>2</sup>

番号 238-1 から 238-12 計 12 筆、33,513 m<sup>2</sup>  
番号 239-1 から 239-16 計 16 筆、19,483.13 m<sup>2</sup>  
番号 240-1 から 240-6 計 6 筆、18,109 m<sup>2</sup>  
番号 241-1 から 241-3 計 3 筆、8,185 m<sup>2</sup>  
番号 242-1 から 242-8 計 8 筆、11,023.52 m<sup>2</sup>  
番号 243-1 から 243-7 計 7 筆、16,694 m<sup>2</sup>  
番号 244-1 から 244-6 計 6 筆、9,788 m<sup>2</sup>  
番号 245-1 から 245-3 計 3 筆、2,796 m<sup>2</sup>  
番号 246-1 から 246-5 計 5 筆、6,008 m<sup>2</sup>  
番号 247-1 計 1 筆、1,060 m<sup>2</sup>  
番号 248-1 から 248-11 計 11 筆、15,668 m<sup>2</sup>  
番号 249-1 から 249-6 計 6 筆、17,739 m<sup>2</sup>  
番号 250-1 から 250-6 計 6 筆、14,304 m<sup>2</sup>  
番号 251-1 から 251-8 計 8 筆、9,505 m<sup>2</sup>  
番号 252-1 から 252-13 計 13 筆、17,968.52 m<sup>2</sup>  
番号 253-1 から 253-5 計 5 筆、3,589.69 m<sup>2</sup>  
番号 254-1 から 254-13 計 13 筆、30,889 m<sup>2</sup>  
番号 255-1 から 255-10 計 10 筆、13,602 m<sup>2</sup>  
番号 256-1 から 256-9 計 9 筆、26,604 m<sup>2</sup>  
番号 257-1 から 257-12 計 12 筆、19,519 m<sup>2</sup>  
番号 258-1 から 258-10 計 10 筆、21,791 m<sup>2</sup>  
番号 259-1 から 259-7 計 7 筆、11,057 m<sup>2</sup>  
番号 260-1 から 260-7 計 7 筆、29,464 m<sup>2</sup>  
番号 261-1 から 261-7 計 7 筆、16,894 m<sup>2</sup>  
番号 262-1 計 1 筆、811 m<sup>2</sup>  
番号 263-1 から 263-11 計 11 筆、21,257 m<sup>2</sup>  
番号 264-1 から 264-12 計 12 筆、21,947 m<sup>2</sup>  
番号 265-1 から 265-3 計 3 筆、5,297 m<sup>2</sup>  
番号 266-1 から 266-23 計 23 筆、25,244 m<sup>2</sup>  
番号 267-1 から 267-8 計 8 筆、19,803 m<sup>2</sup>  
番号 268-1 から 268-3 計 3 筆、6,162 m<sup>2</sup>  
番号 269-1 から 269-3 計 3 筆、5,036 m<sup>2</sup>  
番号 270-1 から 270-3 計 3 筆、755.59 m<sup>2</sup>  
番号 271-1 計 1 筆、1,516 m<sup>2</sup>  
番号 272-1 から 272-4 計 4 筆、8,915 m<sup>2</sup>  
番号 273-1 から 273-2 計 2 筆、4,092 m<sup>2</sup>  
番号 274-1 計 1 筆、523 m<sup>2</sup>  
番号 275-1 から 275-8 計 8 筆、13,247 m<sup>2</sup>  
番号 276-1 から 276-3 計 3 筆、10,282 m<sup>2</sup>  
番号 277-1 計 1 筆、502 m<sup>2</sup>



番号 278-1 から 278-5 計 5 筆、6,648.86 m<sup>2</sup>  
番号 279-1 から 279-6 計 6 筆、4,753 m<sup>2</sup>  
番号 280-1 から 280-20 計 20 筆、27,466 m<sup>2</sup>  
番号 281-1 から 281-4 計 4 筆、9,072 m<sup>2</sup>  
番号 282-1 から 282-8 計 8 筆、15,003 m<sup>2</sup>  
番号 283-1 から 283-8 計 8 筆、16,586 m<sup>2</sup>  
番号 284-1 から 284-5 計 5 筆、6,265 m<sup>2</sup>  
番号 285-1 から 285-20 計 20 筆、48,608 m<sup>2</sup>  
番号 286-1 から 286-3 計 3 筆、8,651 m<sup>2</sup>  
番号 287-1 から 287-3 計 3 筆、6,565 m<sup>2</sup>  
番号 288-1 から 288-3 計 3 筆、6,212 m<sup>2</sup>  
番号 289-1 から 289-10 計 10 筆、16,964 m<sup>2</sup>  
番号 290-1 から 290-2 計 2 筆、4,445 m<sup>2</sup>  
番号 291-1 から 291-7 計 7 筆、16,745 m<sup>2</sup>  
番号 292-1 から 292-2 計 2 筆、1,715 m<sup>2</sup>  
番号 293-1 から 299-10、293-12 計 11 筆、32,130 m<sup>2</sup>  
番号 294-1 から 294-17 計 17 筆、40,179.49 m<sup>2</sup>  
番号 295-1 から 295-5 計 5 筆、16,254 m<sup>2</sup>  
番号 296-1 から 296-15 計 15 筆、36,508 m<sup>2</sup>  
番号 297-1 から 297-9 計 9 筆、20,735 m<sup>2</sup>  
番号 298-1 から 298-2 計 2 筆、1,943 m<sup>2</sup>  
番号 299-1 から 299-15 計 15 筆、35,704 m<sup>2</sup>  
番号 300-1 から 300-9 計 9 筆、24,990 m<sup>2</sup>  
番号 301-1 から 301-4 計 4 筆、9,474 m<sup>2</sup>  
番号 302-1 から 302-12 計 12 筆、32,435 m<sup>2</sup>  
番号 303-1 から 303-4 計 4 筆、4,882 m<sup>2</sup>  
番号 304-1 から 304-19 計 19 筆、30,686.69 m<sup>2</sup>  
番号 305-1 から 305-16 計 16 筆、15,474 m<sup>2</sup>  
番号 306-1 から 306-17 計 17 筆、29,881 m<sup>2</sup>  
番号 307-1 から 307-6 計 6 筆、14,173 m<sup>2</sup>  
番号 308-1 から 308-4 計 4 筆、16,183 m<sup>2</sup>  
番号 310-1 計 1 筆、3,847 m<sup>2</sup>  
番号 311-1 計 1 筆、2,641 m<sup>2</sup>  
番号 312-1 から 312-5 計 5 筆、10,037 m<sup>2</sup>  
番号 313-1 計 1 筆、1,997 m<sup>2</sup>  
番号 314-1 計 1 筆、3,010 m<sup>2</sup>  
番号 315-1 から 315-4 計 4 筆、10,096 m<sup>2</sup>  
番号 316-1 から 316-2 計 2 筆、2,146 m<sup>2</sup>  
番号 317-1 から 317-3 計 3 筆、4,107 m<sup>2</sup>  
番号 318-1 から 318-8 計 8 筆、20,977 m<sup>2</sup>

番号 319-1 計 1 筆、1,593 m<sup>2</sup>  
番号 320-1 から 320-2 計 2 筆、3,625 m<sup>2</sup>  
番号 321-1 から 321-2 計 2 筆、3,105 m<sup>2</sup>  
番号 322-1 から 322-6 計 6 筆、14,559 m<sup>2</sup>  
番号 323-1 から 323-8 計 8 筆、6,594 m<sup>2</sup>  
番号 324-1 から 324-6 計 6 筆、4,357 m<sup>2</sup>  
番号 325-1 から 325-5 計 5 筆、2,381 m<sup>2</sup>  
番号 326-1 から 326-2 計 2 筆、2,122 m<sup>2</sup>  
番号 327-1 から 327-3 計 3 筆、9,033 m<sup>2</sup>  
番号 328-1 から 328-2 計 2 筆、2,602 m<sup>2</sup>  
番号 329-1 から 329-7 計 7 筆、6,370.19 m<sup>2</sup>  
番号 330-1 計 1 筆、2,761 m<sup>2</sup>  
番号 331-1 から 331-3 計 3 筆、5,192 m<sup>2</sup>  
番号 332-1 から 332-3 計 3 筆、5,035 m<sup>2</sup>  
番号 333-1 計 1 筆、998 m<sup>2</sup>  
番号 334-1 から 334-9 計 9 筆、8,713 m<sup>2</sup>  
番号 335-1 から 335-14 計 14 筆、14,780 m<sup>2</sup>  
番号 336-1 から 336-18 計 18 筆、27,137 m<sup>2</sup>  
番号 337-1 から 337-12 計 12 筆、14,692 m<sup>2</sup>  
番号 338-1 から 338-12 計 12 筆、21,201 m<sup>2</sup>  
番号 339-1 から 339-3 計 3 筆、2,314 m<sup>2</sup>  
番号 340-1 から 340-3 計 3 筆、6,465 m<sup>2</sup>  
番号 341-1 から 341-2 計 2 筆、3,288 m<sup>2</sup>  
番号 342-1 計 1 筆、986 m<sup>2</sup>  
番号 343-1 から 343-14 計 14 筆、27,632 m<sup>2</sup>  
番号 344-1 から 344-5 計 5 筆、11,989 m<sup>2</sup>  
番号 345-1 から 345-10 計 10 筆、7,416.49 m<sup>2</sup>  
番号 346-1 から 346-2 計 2 筆、52 m<sup>2</sup>  
番号 347-1 から 347-5 計 5 筆、5,962 m<sup>2</sup>  
番号 348-1 から 348-4 計 4 筆、30,321 m<sup>2</sup>  
番号 349-1 計 1 筆、2,009 m<sup>2</sup>  
番号 350-1 から 350-3 計 3 筆、3,339 m<sup>2</sup>  
番号 351-1 から 351-3 計 3 筆、2,600 m<sup>2</sup>

なお、先日、10月21日に農協や土地改良区、農業生産組織連絡協議会などの農業関係団体で構成する遊佐町農地集積センター会議を開催いたしまして、マッチング案につきまして了承をいただいております。

以上です。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(7 番川侯義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川侯義昭委員	<p>10 月 19 日に、この会議室で 6 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(4 番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番池田俊明委員	<p>番号 236 についてお聞きします。法人の構成員には貸付者のお母さんになっているようですが、申請は貸付者のお母さんでなくてもいいのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。あくまでも貸付者は土地所有者になります。今回の場合は経営主は貸付者の母で申告も貸付者の母が行っている為、貸付者と法人の申込の氏名と違ったのだと思います。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 35 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>議第 34 号で説明申し上げました内容と同じですので詳細は割愛させていただきますが、借受希望者（受け手）、貸付希望者（出し手）により、借受基準、貸付決定ルールを基に農用地利用配分計画案が作成されております。</p> <p>資料につきましては先ほどのマッチング案を参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 35 号 農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断でよろしいか賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（出席委員全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議第 35 号 農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断するとの意見を付して遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（委員、事務局共になし）</p> <p>無いようですので、これで 10 月の定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>